

●若手アカデミー運営要綱

平成26年10月23日
日本学術会議第204回幹事会決定

(総則)

第1 日本学術会議会則第34条に基づく若手アカデミーの運営は、この要綱の定めるところによる。

(任務)

第2 若手アカデミーは、広く内外の若手科学者との連携を図りつつ、次の活動を行うものとする。

- (1) 若手科学者の視点を活かした提言
- (2) 若手科学者ネットワークの運営
- (3) 若手科学者の意見収集と問題提起
- (4) 若手科学者の国際交流
- (5) 産業界、行政、NPO等との連携
- (6) 科学教育の推進
- (7) その他若手アカデミーの目的の達成に必要な事業

(若手アカデミー会員)

第3 若手アカデミーは、期ごとに会員又は連携会員（以下、「若手アカデミー会員」という。）をもって組織する。

- 2 若手アカデミー会員は、45歳未満である会員又は連携会員のうちから、積極的な参加意思を持つ者を選考し、日本学術会議幹事会（以下、「幹事会」という。）が決定する。
- 3 若手アカデミー会員の構成については、年齢バランスを考慮しつつ、学問分野、男女構成が偏らないように配慮するものとする。
- 4 一人の会員又は連携会員が若手アカデミーに所属する期間が通算9年に達した場合又は満45歳に達した場合には、その期をもって若手アカデミーへの所属を終えるものとする。ただし、この通算期間には、日本学術会議会則第7条第1項に基づく連携会員として若手アカデミーに所属する期間を含まないものとする。

(若手アカデミー会議)

第4 若手アカデミーは、若手アカデミー会議を開催する。

- 2 若手アカデミー会議は、互選により構成員の中から代表1名を選出する。代表は若手アカデミー会議を主宰する。
- 3 代表は、若手アカデミー会議の承認を得て、副代表1名、幹事2名を指名する。当該代表の任期は、日本学術会議の期の末日までとする。
- 4 若手アカデミー会議は、代表が招集する。ただし、初回は日本学術会議会長が招集する。

(その他の下部組織)

第5 若手アカデミーに、運営分科会を置き、若手アカデミーの日常の活動に関する事項を審議する。

2 運営分科会は、代表、副代表、幹事及び若手アカデミー分科会の委員長で構成する。

3 若手アカデミーに、特定のテーマに関する検討を行うため、若手アカデミー分科会を一又は複数置くことができる。

4 若手アカデミー分科会の設置は、運営分科会が幹事会に提案し、承認を得る。また、その構成員については、運営分科会が若手アカデミー会員の中から選考し、幹事会に提案し、承認を得るものとする。

5 若手アカデミー分科会は、見解又は報告を取りまとめ、科学的助言等対応委員会の承認を得て、若手アカデミーを表出主体として発出することができる。

(留意事項)

第6 若手アカデミーの事業は、法令及び規則等並びに若手アカデミーの主旨に反しない範囲において、その自主的判断に任せるものとする。

(庶務)

第7 若手アカデミーの庶務は、日本学術会議事務局参事官（国際業務担当）の協力を得て、参事官（審議第一担当）において処理する。

(準用等)

第8 この要綱に定めるもののほか、若手アカデミーの運営に関し必要な事項は若手アカデミーが定める。

2 別段の定めのある場合を除き、日本学術会議関係法令における「委員会」に関する規定は若手アカデミー会議に、「分科会」に関する規定は運営分科会及び若手アカデミー分科会に準用する。

附 則

(施行期日)

1 この決定は、決定の日から施行する。

(経過措置)

2 上記第3の規定にかかわらず、第23期当初においては、若手アカデミー会員は、就任時に45歳未満の会員又は連携会員30名程度で発足し、その後、増員するものとする。

附 則（令和2年8月27日日本学術会議第297回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（令和3年12月24日日本学術会議第320回幹事会決定）

この決定は、日本学術会議会則の一部を改正する規則（令和3年日本学術会議規則第1号）の施行の日（令和4年1月1日）から施行する。

附 則（令和5年1月5日日本学術会議第336回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。